

社会資本整備審議会・交通政策審議会答申
「今後の物流政策の基本的な方向性について」
(平成27年12月25日)

IV 物流の目指すべき将来像の実現に向けた具体的施策等のあり方

IV-1 具体的施策の内容

1-2. 物流フロンティアへの挑戦

(1) 都市内物流のマネジメント

② 物流を考慮した建築物の設計・運用

高層ビル等の建築物の設計や運用が必ずしも物流を考慮したものとはなっておらず、当該ビル等への物資の搬入に必要な人数や時間、肉体的な負担が増加し、物流の効率化・円滑化の阻害要因となっているとの指摘がある。

既に工業製品の設計の分野では、サプライチェーンマネジメントの最適化を図り、経済的な包装や、輸送に適した製品設計を行うデザイン・フォー・ロジスティクス(DFL)という考え方が重視されるようになってきている。建築物に関しても、建築物内へのスムーズな貨物の搬入や屋内移動の確保等が図られるよう、例えば次のような取組を含め、円滑で効率的な物流の確保を考慮した設計や運用を促進する必要がある。

a. 大規模建築物の設計(ハード)と運用(ソフト)一体での物流の最適化の検討

b. 大規模建築物の設計段階及び工事段階での、荷捌き施設のあり方や荷捌きルール等に関する物流事業者の参画と助言

c. 高層ビル等における館内物流全体の最適化のための、物流全体に係る入館管理、荷捌き駐車場、荷捌きスペース、貨物用エレベーター等の一括管理の実施や、費用負担についての関係者間での調整

日本再興戦略2016
(平成28年6月20日)

第2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

11. 都市の競争力の向上と産業インフラ機能強化

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 産業インフラの機能強化

・建築物における貨物用エレベーターや搬入車両に対応した天井高の確保等により建物内への貨物の搬入をしやすくするため、物流を考慮した建築物の設計・運用ガイドラインを本年度に策定する。

【参考】

社会資本整備審議会・交通政策審議会答申
「今後の物流政策の基本的な方向性について」
(平成27年12月25日)

IV 物流の目指すべき将来像の実現に向けた具体的施策等のあり方

IV-1 具体的施策の内容

1-2. 物流フロンティアへの挑戦

(1) 都市内物流のマネジメント

物流活動が周辺交通や環境に与える影響をできる限り抑制し、まちの魅力を高めるため、物流施設と住宅との混在防止を図るべく、これらの計画的な立地を通じた都市機能の適正配置を推進する。さらに、これはもちろんのこと、地域内のオフィスビルや住宅等への必要な物流を円滑かつ効率的に確保する観点から、各地域の特性に応じて都市内物流のマネジメントを行う必要がある。この場合、物流事業者、荷主等の地域の関係者が主体となった取組が重要であり、都市内物流のあり方や取組の進め方等に関する合意形成を図り、実効性の確保にも留意しつつ、確実かつ持続的にこれを実現していく具体的方策が求められる。

このような取組を進める上では、まちの魅力の向上、建物側のニーズ、消費者利便等と、物流の効率性、物流事業者のニーズ、物流従事者の負担をうまく調和させ、バランスをとる観点から、広く地域内外の関係者や国民の物流に関する理解を高めることが重要である。

なお、大都市における取組を検討するに当たっては、当該地域に係る物資流動調査等の各種調査結果を十分に活用することが重要である。

① 物流に関するエリアマネジメントの促進

物流活動が集中する大都市の駅 周辺等の商業地域等においては、物流活動による周辺交通や環境への影響が大きいと考えられる。このような中心市街地等の人流と物流が一定程度錯綜する地域や物流が集中する地域等においては、例えば、東京の吉祥寺のように商店街で共同集配送センターを設けて各店舗への路上荷捌きを減らしたり、やむを得ない場合でも路上荷捌きを行う場所や時間帯等を限定するなどの工夫をしたり、といった優れた取組が既に行われており、他の地域にもこのような優れた取組を広めていく必要がある。こうした取組を通じて、周辺交通や環境への影響をできる限り抑制するとともに、安全で回遊性の高い歩行空間や良好な景観の創出等によりまちの魅力を高める必要がある。

このため、地域・地区における共同配送、荷捌き施設の共用化、地域における荷捌き等の物流ルールの策定・合意形成等の取組を促進する必要がある。その際には、a.取組を進める主体 b.取組を進める地域・地区の範囲 c.地域の物流ルールの具体的内容を十分に検討することが重要である。